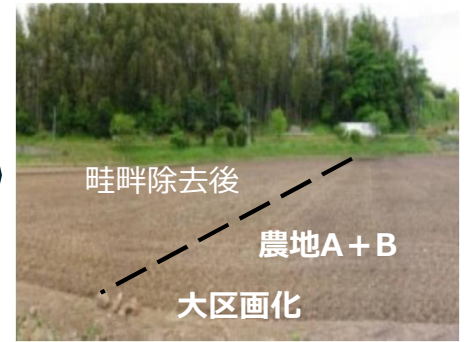


茨城県大区画化等推進協議会が農業者が自ら行う 水田の**大区画化**の取組を支援します！

区画拡大（畦畔除去）の場合



畦畔があると作業しにくい
除去する事業はないかな・・・

- 事業名：大区画化等加速化支援事業（国補事業）
- 実施要件：区画拡大を行うこと
農用地区域のうち地域計画を策定した区域であること
- 実施主体：農業者等
- 農業者が行う主な作業：区画拡大などの施工
（農業者から建設業者への委託も可能）
作業日誌などの書類作成や作業写真の撮影
畦畔除去に関する農地所有者との調整

主な助成単価（令和8年度単価のため、今後変更の可能性あり）

区分	内容	助成単価	
		区画が1ha以上にならない場合(1ha未満)	区画が1ha以上になる場合
区画拡大	畦畔除去+均平作業 高低差10cm以下 表土扱いなし	7.0万円/10a 【6.0万円/10a】	9.0万円/10a 【7.5万円/10a】
	畦畔除去のみ	4.0万円/100m 【4.0万円/100m】	5.0万円/100m 【5.0万円/100m】

【留意点】

- 上段は建設業者へ委託した場合の単価。下段【 】は全て農業者自ら施工の場合の単価。
- 工事費（実費）が助成金額を下回る場合には、工事費分（実費）を助成。
- その他、区画拡大と併せて実施する暗渠排水等の支援メニューもあります。

その他、ご不明な点はウラ面の問合せ先にご連絡ください。

よくあるお問合せ

Q. 農業者1人でも事業を利用できますか。

A. 本事業は、農業者1人でも事業にお申込み可能です。まずは、ご相談ください。

Q. 事業を利用したい時はいつまでに申し込みすればよいですか。

A. 令和9年産の作付け後に事業実施したい場合は、前年の令和8年8月までに市町村担当課へお申し込みください。詳細は下記の問合せ先にご連絡ください。

Q. 作成する書類はどのようなものですか。

A. 作業日誌や作業写真になります。協議会が、書類の作成や作業写真の撮影にアドバイスをするなどサポートします。

Q. 畦畔除去に関する農地所有者との調整はいつまでに終わらせる必要がありますか。

A. 事業実施の申請をする前までに、畦畔を除去することについて農地所有者の了解を書面で得るようにしてください。

Q. 助成金額の具体的な計算方法を教えてください。

A. 例として、畦畔除去と均平作業を行う場合の計算方法を示します。

具体例① 隣合う30aの区画の間の畦畔を除去し、60aの区画に拡大する場合

①-1 建設業者へ委託する場合

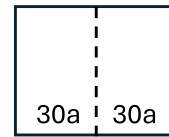
$$30a + 30a = 60a \text{ (対象面積)}$$

$$60a \times 7.0\text{万円} / 10a \text{ (1ha未満助成単価)} = 42\text{万円 (助成金額)}$$

①-2 農業者自ら施工する場合

$$30a + 30a = 60a \text{ (対象面積)}$$

$$60a \times 6.0\text{万円} / 10a \text{ (1ha未満助成単価)} = 36\text{万円 (助成金額)}$$



畦畔除去 + 均平作業

具体例② 隣合う30a, 30a, 60aの区画の間の畦畔を除去し、120a(1.2ha)の区画に拡大する場合

①-1 建設業者へ委託する場合

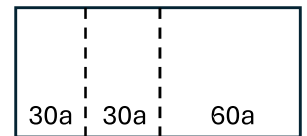
$$30a + 30a + 60a = 120a \text{ (対象面積)}$$

$$120a \times 9.0\text{万円} / 10a \text{ (1ha以上助成単価)} = 108\text{万円 (助成金額)}$$

①-2 農業者自ら施工する場合

$$30a + 30a + 60a = 120a \text{ (対象面積)}$$

$$120a \times 7.5\text{万円} / 10a \text{ (1ha以上助成単価)} = 90\text{万円 (助成金額)}$$



畦畔除去 + 均平作業

※工事費（実費）が助成金額を下回った場合は、工事費（実費）が助成金額となります。

問合せ先

茨城県大区画化等推進協議会 事務局

茨城県土地改良事業団体連合会 TEL 029-225-5651 FAX 029-225-5239

茨城県農村計画課 TEL 029-301-4155 FAX 029-301-4169

茨城県県西農林事務所 土地改良部門（霞ヶ浦用水推進課） TEL 0296-24-9246

境土地改良事務所（工務課） TEL 0280-87-0898

【市町村担当課】

結城市(農政課) TEL 0296-45-5177

下妻市(農地整備課) TEL 0296-44-0728

常総市(農業政策課) TEL 0297-23-9037

筑西市(ふるさと整備課) TEL 0296-20-1162

桜川市(農林課) TEL 0296-55-1111(代)

八千代町(農政課) TEL 0296-48-3819

古河市(農政課) TEL 0280-76-1511

坂東市(農業政策課) TEL 0297-21-2194

五霞町(産業課) TEL 0280-84-2582

境町(農業政策課) TEL 0280-81-1310

○電話またはFAXでお問い合わせください。以下のようなことをお聞きます。

- ・区画拡大したい地区はどちらになりますか？また、面積はどのくらいですか？
- ・区画拡大したい農地は所有地ですか？貸借地ですか？
- ・施工するための機械は所有していますか？

農業大国 茨城県！
おいしさの裏に土地改良あり
(YouTube動画)

